

写

立監第247号
令和7年6月27日

立川市長
酒井大史 殿

立川市監査委員 村木 良造
同 土谷 伸明
同 稲橋 ゆみ子

令和7年度第1回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、

同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告する。

この監査結果に基づき、またはこの監査結果を参考として、監査の対象に係る措置を

講じたときは、同条第14項の規定により、監査委員に通知するものとする。

令和7年度第1回定期監査結果報告書

第1 監査の範囲

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査。

2 監査の対象

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの環境資源循環部（環境政策課・ごみ対策課、クリーンセンター）による事務の執行等。

3 監査の項目及び着眼点

- (1) 予算の執行事務は、法令等に適合し、かつ正確に行われているか。
- (2) 現金、郵券等の管理は、適正に行われているか。
- (3) 財産（施設、備品等、債券等）は、適正に管理、使用されているか。
- (4) 財務及び事務事業に関する事項。
- (5) 監査結果の措置状況。

このほか、事務事業や予算の執行について、経済的、効率的、効果的なものとなっているか。

また、リスクが高いと認められる次の事項について監査した。

- (ア) 委託料について、契約書、仕様書のとおり行われていることを確認して、支払われているか。
- (イ) 委託料について、実施報告書等や品質管理チェックリストの内容を確認して、必要な助言・指導が行われているか。
- (ウ) 負担金補助及び交付金について、交付申請書及び請求書等に不適切な訂正等はないか。
- (エ) 要綱と様式等は一致しているか。

4 監査の基本方針

立川市監査基準及び監査基本計画に基づき実施した。

5 監査の実施内容

所管の部署から関係書類の提出を求め、実査や関係職員の説明を聴取するなどして実施した。

監査の期間は、令和7年4月1日から同年6月27日まで。

第2 監査の結果

事務の執行等は、監査した限りにおいて、適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、是正及び改善を要する事項が一部に見受けられたので、以下に述べる。

このほかにも、注意事項としたものについて、改善を求める。

1 歳出予算の執行状況について

起案文書回付票、当該添付書類および関係書類について調査したところ、次のような点が見受けられた。適正に事務の執行をされたい。

(1) 資源物磁選機操作盤修繕（ごみ対策課）

同兼決定を起案せずに修繕を発注し、修繕が完了し請求書を受領した後に、同兼決定を起案していた。

(2) 指定収集袋取扱事務委託（ごみ対策課）

関連した契約において、業者との認識違いが生じた結果、本委託内容の変更契約書を契約先の 176 か所に送付することとなった。

(3) 郵券・金券等管理（ごみ対策課）

郵券・金券等管理簿において、し尿処理券の金額が令和 4 年度から一桁ずれていた。

以上